

岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）目次

第1章 指針改定の趣旨	1
第2章 基本的な考え方	
I 基本理念	2
II 指針の位置づけ	3
III 本県の人権施策の推進体制	3
IV 指針の推進期間	4
第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進	
I 人権教育・人権啓発の推進	6
1 人権教育	6
(1) 学校教育	6
(2) 社会教育・生涯学習	7
2 人権啓発	8
(1) 県民への啓発	8
(2) 企業等への啓発	8
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	9
4 情報収集・提供の推進	10
II 県民、関係機関等との連携	12
1 県民との協働	12
2 専門家、各種団体等との連携	12
3 国・市町村との連携	12
4 庁内の連携	13
III マスメディア等の活用	13
IV 進行管理及び見直し	13
第4章 分野別施策の推進	
1 女性	14
2 子ども	17



3	高齢者	22
4	障がい者	25
5	同和問題	28
6	外国人	31
7	インターネットによる人権侵害	33
8	HIV感染者等	35
9	刑を終えて出所した人	38
10	犯罪被害者等	39
11	性同一性障がい者、性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人	41
12	さまざまな人権問題	43
用語解説		46

〈資料〉

○	人権をめぐる国内外の動向	52
○	人権関係年表	55
○	世界人権宣言	60
○	日本国憲法（抄）	64
○	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
○	関連法規等（抜粋）	68

注) 文中に※がついた用語は、「用語解説」に説明がしてありますので参考にして下さい。